

規程 NO. 33

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会 マイクロバスの使用に関する規則

令和3年12月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するマイクロバス（以下「バス」という。）の使用に当り必要な事項を定め、安全かつ効率的な運行及び適正な管理を図ることを目的とする。

(使用条件)

第2条 バスの使用は、次の各号による。

- (1) 本会がその業務を行うため使用するとき。
- (2) 本会の使用許可を受けて、市及び公的団体が行事を行うために必要なとき。
- (3) 本会の使用許可を受けて、社会福祉関係団体等がボランティア活動、福祉活動等公益性のある活動を行うとき。
- (4) 災害その他やむを得ない場合で、会長が公益上必要と認めたとき。

(使用の制限)

第3条 バスの使用の制限として、次の各号に該当する場合は、その使用を認めない。

- (1) 目的、行先等で娯楽的要素が多いとき。
- (2) 前条第2号及び第3号による使用申込みがあった場合、本会の直接の業務、行事で使用する日が重複したとき。
- (3) その他運行が適当でないと認められるとき。

(使用手続き及び許可)

第4条 バスを使用するときは、次の各号により使用手続きをしなければならない。

- (1) バスを使用しようとするときは、乗車責任者を定め、使用とする2週間前までにバス使用願い(様式1)を会長に提出し、許可を受けなければならない。
- (2) バスの使用願を取り消すときは、その旨を速やかに会長に通知しなければならない。
- (3) バスの使用は、原則として申込順とする。
- (4) バスの使用予約は、3ヶ月前までとする。ただし、事前使用予約がされている場合であっても、当会の事業を優先させることがある。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。ただし、第2条第2号及び第3号による許可使用にあつては、バス運行に係る実費については、原則として使用者負担とする。

2 本会が特に認めた場合は、バス運行に係る実費を、半額若しくは全額免除とすることができる。

(運行上の注意、添乗員及び介護人)

第6条 使用団体は、運行経路図を作成し、事前に事務局・運転手と協議しなければならない。

2 バスを使用する場合は、添乗員1人以上を乗車させるものとし、バスの運転手に協力し、運行の安全確保に努めなければならない。

3 心身障害者が利用する場合は、添乗員の他、必要に応じ介護人を付き添わせ、運行に

支障のないよう努めなければならない。

(使用区域等)

第7条 使用区域は、新潟県内及びその隣接県とし、原則として日帰りのできる範囲内とする。

2 予定時間及びコースは、特別の事情が生じない限り延長又は変更してはならない。

(運転員の2人乗務)

第8条 運転員の2人乗務が必要な場合は、あらかじめ目的、運行計画書を会長に提出し、許可を受けなければならない。

2 運転員の2人乗務は、1日の運行距離が350キロメートル以上を目途とする。

(事故等)

第9条 バスの運転中に事故が発生したときは、使用団体は直ちに会長に報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。

(返還時の遵守事項)

第10条 バスを返還するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時は清潔の保持に努め、使用後は社内の清掃、車外の洗車を行うこと。
- (2) 運転日誌に使用状況を記入し、バスの異常の有無について確認を受けること。

附 則

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 村上市社会福祉協議会マイクロバスの使用に関する要綱（以下「要綱」という。）については廃止する。
- 3 この規則の施行の際、要綱により行われている手続や行為については、要綱は、この規則の施行後、なおその効力を有する。

別記

様式1（第4条関係）

マイクロバス使用願い